

# 排泄予測支援機器の種目追加に伴う取組について

# 排泄予測支援機器の種目追加に伴う取組 ①

## 予定・検討している主な取組

- 令和4年4月施行に向けて、特定福祉用具販売の種目を規定している告示を改正するため、1月～2月にかけてパブリックコメントを実施。なお、告示では排泄予測支援機器について「膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの」と規定することを検討中。
- 告示の改正に加えて、円滑な施行に向けて、以下の通知や事務連絡の発出を検討中。
  - ・ 福祉用具の具体的な形状や機能等を示している「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の改正。
  - ・ 想定される利用者、特定福祉用具販売事業者が販売にあたって確認すべき点等、給付等にあたり留意すべき事項を整理した通知の策定
  - ・ その他、事前に地方自体等から照会のあった事項を整理した事務連絡（Q&A形式）の策定
- 利用者向け説明書の充実等のため、令和4年1月に提案者、一般社団法人日本福祉用具供給協会、一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会、厚生労働省による事務局レベルでの意見交換を実施。現在も提案者・両団体を中心に、随時、確認・調整等を実施。
- 令和4年度以降、地方自治体、特定福祉用具販売事業者、関係団体に対して、随時、排泄予測支援機器の販売や給付の状況を照会。

## （参考）種目追加の提案に対する総合的評価（最終）

- 実証によって得られたエビデンスデータについては、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）におけるものであるため、得られた効果に懸念を示す意見もある一方、在宅の利用環境を想定し、実証で明らかになった結果（効果、利用者像、使用方法）等として適切とする意見が概ねである。
- 今回示されたメーカーによるサポート体制（取組）とともに、以下の点について整理の上、保険の対象となった場合の対応や実際の使用に当たっての利用者向け説明書を充実する等、更なる補完が必要である。
  - ・ 居宅における利用者や住宅環境を念頭においた具体的な使用方法、本人の負担軽減効果、適用が困難な者
  - ・ 福祉用具販売事業者（福祉用具専門相談員）に対する情報提供、技術支援、サービス提供体制（特に対象者の判断方法、リスクアセスメントの対応、ヒヤリハット情報の収集・提供 等）
  - ・ 身体状況の変化によって利用を中止すべき状態等の注意喚起、使用停止の判断をする者
- 新規種目となることから、給付対象とする際には、国において、在宅で本機器を適切かつ安全な使用を継続できるようにするため、福祉用具販売事業者（福祉用具専門相談員）及び介助者等が選択・使用等についての判断に資する必要な事項等を分かりやすく通知等で、明示するとともに、福祉用具販売事業者等においても情報収集の上、関係者等との連携を推進する必要がある。